

いばらき有機農業トップランナー事業実施要領

第1 趣旨

農業を取り巻く情勢は、人口減少に伴う国内市場の縮小や農業者の減少に加え、地政学リスク等による資材・エネルギーの価格の高騰による生産コストの増大など、変化が大きく、厳しい状況となっている。

そのため、本県では、化学肥料や化学合成農薬に頼らない農法である有機農業を、環境負荷低減と生産物の高付加価値化が両立できる、収益性の高い農業として構造改革を推進している。

本事業は、本県農業の持続的な発展と有機農業先進県としての地位確立を目指して、有機農産物の供給能力向上等に資する県内農業者及び市町村等の取組を支援する。

第2 事業の内容等

別表のとおりとする。

第3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じつつ、各種関連事業との連携を下に総合的に実施するものとする。

また、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関相互の有機的な連携に努めるものとする。

第4 事業の実施等の手続

別表のメニュー欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、次に掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 有機農業の団地育成支援 別記1
- (2) 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援 別記2
(有機農業生産農地の確保に向けた臨時支援事業)
- (3) 規模拡大のための農地貸付協力金 別記3
- (4) 有機 JAS 認証取得支援 別記4
- (5) 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 別記5

2 補助事業の着手については、原則として、いばらき有機農業トップランナー事業費補助金交付要項（以下、「交付要項」という。）に定める交付決定後に行うものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日農技第 188 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4関係）

メニュー	事業実施主体	事業内容	補助率
1 有機農業の団地育成支援	<p>農業者又は農業者の組織する団体であって、次の要件を全て満たす者</p> <p>1 本事業の対象品目は、にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、はくさい、トマト、米（以下「事業対象品目」という。）とする。</p> <p>2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「産パ国交付等要綱」という。）第4の（2）ウに基づいて知事が策定した産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針（令和5年3月1日策定）Iの4（1）①生産支援事業又は強い農業づくり総合支援交付金</p>	<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。）第4の（2）ウに基づいて知事が策定した産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針（令和5年3月1日策定）Iの4（1）①生産支援事業、又は強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。）第3の（1）イに定める事業であって、有機農産物の日本農林規格箇条5に定める基準を満たす方法により生産される農産物の生産のために必要な機械のリース等や施設等の整備に対する助成。</p>	10分の2以内

	<p>交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強農国交付等要綱」という。)第3の(1)ウに定める事業であって、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。)箇条5に定める基準を満たす方法により1に定める事業対象品目を生産し、これを販売すること。</p> <p>3 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき、有機農産物の日本農林規格の取得を目指すこと。</p> <p>4 肉用牛生産者が生産する牛ふん堆肥等の地域資源を利用して地域循環型農業を実践すること。</p> <p>5 原則3年以上、青色申告(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号に規</p>		
--	--	--	--

	<p>定する青色申告書又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 36 号に規定する青色申告書によって行う申請をいう。以下同じ。）を行っていること。</p> <p>6 可能な限り栽培技術の開発・公開等により、茨城県内における有機農業の取組拡大の推進を図ること。</p>		
<p>2 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援 （有機農業生産農地の確保に向けた臨時支援事業）</p>	<p>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格又は有機飼料の日本農林規格（箇条 3.10 に規定する有機飼料用農林産物を生産する場合に限る）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明（以下「有機 JAS 認証」という。）の取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機 JAS 認証の取得により営農活動に国際</p>	<p>1 荒廃農地等の再生整備に対する助成</p> <p>2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備に対する助成</p>	<p>1 荒廃農地等の再生整備に係る経費の補助率 補助率は 2 分の 1（上限額は 10 万円/10 a）以内とする。ただし、面積が 1 ha を超える場合は、3 分の 2（上限額は 15 万円/10a）以内とする。</p> <p>2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備に係る経費の補助率補助率は 2 分の 1（上限額は 15 万円/10 a）以内とする。ただし、面積が 1 ha を</p>

	水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等		超える場合は、3分の2（上限額は20万円/10a）以内とする。
3 規模拡大のための農地貸付協力金	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定に基づき茨城県知事の指定を受けた農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、有機JAS認証取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機JAS認証の取得により営農活動に国際水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等に必要な農地を貸し付ける農地の所有者又は相続人	左記事業により、農地の貸付者に交付される協力金	協力金は定額(1万5千円/10a)とする。 ただし、1ha以上まとまった農地を貸付する場合は、2万円/10aとする。

<p>4 有機 JAS 認証取得支援</p>	<p>有機 JAS 認証の取得を申請する農業者、市町村協議会、農業協同組合、営農集団等の農業者団体及び農業法人等とし、第 1 項から第 3 項に掲げる各要件及び第 4 項を満たす者とする。</p> <p>1 有機農産物等の有機 JAS 認証（生産行程管理）取得支援 (1) 事業実施主体の有機 JAS 認証取得面積（転換期間中として認証を取得した面積を含む。以下、同じ。）が合計 30a 以上となること。 (2) 事業実施期間中に有機 JAS 認証を取得するために、新たには場実地検査を受けること（過去に有機 JAS 認証を取得したことがあるが、現在有機 JAS 認証を取得していない者を含む。）、又は、既に有機 JAS 認証を取得している者であって、本事業により新た</p>	<p>1 有機 JAS 講習会受講に対する助成 2 有機 JAS 認証費用に対する助成</p>	<p>1 有機 JAS 講習会受講に係る経費の補助率 補助率は定額とする。 2 有機 JAS 認証費用に係る経費の補助率補助率 補助率は定額とする。 3 上限額 1 の上限額は、1 事業実施主体あたり 1 万円とする。 なお、集団申請の場合は、「有機 JAS 認証を取得しようとする構成員（生産工程管理者）の人数×1 万円」と「実際の講習会受講に係る費用」を比較して、いずれか低い方を補助対象額とする。 2 の補助金の上限額は、1 事業実施主体あたり原則 14 万円とする。 なお、集団申請の場合は、「有機 JAS 認証を取得しようとする構成員（生産行程管理者）の人数×14 万円」と「実際の</p>
------------------------	--	--	--

	<p>に申請する有機 JAS 認証取得面積が、前年度の有機 JAS 認証取得面積の 10%以上であること。なお、集団申請の場合は、前述の要件を満たす構成員を 1 名以上含むこと。</p> <p>(3) 本事業の対象品目は、事業実施主体等が有機農業により生産する農作物のうち、以下に掲げるものとする。なお、本事業の趣旨に照らし、農林事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める場合は、下記に掲げる品目以外の農産物を対象に加えることができる。</p> <p>米、麦、大豆、そば等の土地利用型作物、野菜（果菜類、葉菜類、根菜類、いも類、地域特産物）、果樹（なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹）、特用作物（茶、その他特用作</p>		<p>認証取得に係る費用」を比較して、いずれか低い方を補助対象額とする。</p>
--	--	--	--

	<p>物)</p> <p>2 有機農産物等の有機 JAS 認証（生産行程管理）のうち新規認証取得者向け支援</p> <p>(1) 本事業を活用した上で、事業実施主体の有機 JAS 認証取得面積合計 15a 程度となること。ただし、本事業は新規認証取得者（過去に有機 JAS 認証を取得したことがあるが、現在有機 JAS 認証を取得していない者を含む。）のみ活用できる。</p> <p>(2) 本事業を活用した上で、翌年度までの 2 年間で事業実施主体の有機 JAS 認証面積が合計 30a 以上となること。なお、次年度における本事業活用の有無は問わない。</p> <p>(3) 事業実施期間中に有機 JAS 認証を取得するために、新たには場実地検査を受ける</p>		
--	--	--	--

	<p>こと。</p> <p>(4) 本事業の対象品目は、第1項第3号に準ずるものとする。</p> <p>3 有機加工食品の有機 JAS 認証（生産行程管理）取得支援</p> <p>(1) 有機農産物の有機 JAS 認証取得者が所有する加工施設等で有機加工食品の有機 JAS 認証を取得すること。</p> <p>(2) 原材料が、有機 JAS 認証を取得した事業実施主体のほ場から供給されていることを生産記録等により証明できること。</p> <p>(3) 事業実施主体の有機 JAS 認証取得面積が合計 30a 以上となること。</p> <p>(4) 既に有機農産物の有機 JAS 認証を取得している場合は、前年度の有機 JAS 認証取得面積の 10%以上拡大するこ</p>		
--	--	--	--

	<p>と。</p> <p>(5) 本事業の対象品目は、第1項第3号に定める品目を加工したものとする。</p> <p>4 共通要件等</p> <p>(1) 事業実施主体名と有機JAS認証の申請者名は、原則、同一の名称とすること。ただし、認証の申請が集団申請等の場合についてはこの限りではないが、事業実施主体名が確認できるものを添付すること。</p> <p>(2) 他の補助金等により、当該有機JAS認証取得に係る経費を補助されていないこと。ただし、本事業の対象と異なるほ場や加工施設等に係る認証取得経費について、他の補助金等を受けることを妨げるものではない。</p> <p>(3) 事業実施主体又は事業実</p>		
--	---	--	--

	<p>施主体を構成する者（以下「事業実施主体等」という。）は、青色申告をしていること。</p> <p>(4) みどりの食料システム法に基づく計画認定「いばらきみどり認定」を認定済みあるいは事業実施年度内の認定が確実な者であること。</p> <p>(5) 事業実施主体等は、県が設置した「いばらきオーガニック生産サブネットワーク」に参加するとともに、県が実施する有機農業実態調査に協力すること。</p> <p>(6) 本事業のうち、有機農産物等の有機 JAS 認証取得支援と有機加工食品の有機 JAS 認証取得支援を併用して活用することを可能とする。併用する場合は、3年後の有機加工食品の出荷量又は販売金額を5%以上向上させること。</p>		
--	---	--	--

<p>5 有機農産物新商品開発チャレンジ支援</p>	<p>いちご、くり、なし、ぶどう又は各農林事務所長が特に認める品目（以下「事業対象品目」という。）を有機栽培（有機 JAS 認証を取得すること）する農業者又は事業対象品目の加工品製造等に取り組む農業者等</p>	<p>左記事業の実施に必要なソフト経費及びハード経費に対する助成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ソフト経費に係る補助率 補助率は2分の1以内とする。 2 ハード経費に係る補助率 補助率は2分の1以内とする。 3 上限額等 補助上限額はソフト経費及びハード経費の合計で160万円とし、ハード経費の補助上限は原則80万円とする。ただし、ハード経費のみでの申請は認めない。
----------------------------	---	--------------------------------------	---